

異常気象分析検討会運営要領

平成 19 年 6 月 25 日 気候第 15 号

(改正)平成 28 年 xx 月 xx 日 気候第 xx 号

気象庁は、異常気象がもたらす社会経済の損失を軽減するため、大学や研究機関等の専門家の協力を得て異常気象の発生要因等に関する情報を迅速に公表することとしており、この業務を円滑に遂行するため、下記により異常気象分析検討会を設置する。

記

(任務)

- 1 異常気象分析検討会（以下、検討会）の任務は、次の通りとする。
 - (1) 異常気象に関する気候学的な分析及び調査の実施
 - (2) 気象庁が発表する異常気象の発生要因等に関する情報への助言
 - (3) 異常気象に関する気候学的な研究成果の気象庁での活用に関する提言
(活動成果のとりまとめ)
- 2 検討会で行った活動の成果は、必要の都度、検討会が取りまとめる とともに、社会への還元を図る。

(会長等)

- 3 検討会は、大学や研究機関等の専門家を委員として、15 名以内で構成する。
- 4 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 検討会に会長代理を置き、会長が委員から指名する。
- 6 検討会の運営上必要があると認めるときは、会長は委員以外の もの者 を参加させることができる。

(部会)

- 7 検討会に専門的事項を調査・検討する部会を必要に応じ置くことができる。
- 8 部会は大学や研究機関等の専門家を専門委員として、20 名以内で構成する。
- 9 部会の構成は、会長が検討会に 諮はかって定める。

(委嘱)

- 10 委員・専門委員は気象庁長官が委嘱する。

(任期)

- 11 委員・専門委員の任期は、原則として 2 年を超えないものとする。ただし、再任は妨げない。

(招集)

- 12 検討会は、必要に応じて会長 の要請に基づき地球環境・海洋部長 が招集する。

(庶務)

- 13 検討会の庶務は、気象庁地球環境・海洋部気候情報課において処理する。

改正案

(細目的事項)

14 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に**諮は**かって定める。